

仕様書

1. 調達件名

Microsoft 365 E3 及び F3 等ライセンス調達業務契約

2. 目的

地方独立行政法人大阪市民病院機構において、病院情報システムなどの業務効率化、チーム医療におけるコミュニケーション強化およびセキュリティ対策強化として利用する Microsoft 365 E3 及び F3 等のソフトウェアライセンス調達を目的とする。

3. 契約期間

2026年5月1日～2031年4月30日

4. 履行場所及び納品場所

大阪市立総合医療センター

5. 業務内容

(1) 調達及び納品

マイクロソフト社から以下のライセンス一式を調達、納品すること。

- ・2026年5月1日の年次応当日から ESA (Enterprise Subscription Agreement、以下「ESA」という。) ライセンス一式が使用できるよう日本マイクロソフト株式会社との契約行為及び年次受注を受注すること。
- ・単価レベルは、2025年10月時点で「D レベル」とすること。
- ・契約締結後に製品追加が発生する場合は、同単価にて追加できることとする。
- ・契約期間内に新しいバージョンの製品がリリースされた場合、追加費用を必要としないバージョンアップが可能な権利を有すること。

製品名	製品番号	数量
M365 E3 Unified Sub Per User	AAD-33204	910
Defender Endpoint P2 SU P1 Per User	QLS-00007	910
Defender O365 P2 Sub Per User	FSZ-00002	910
M365 Apps Enterprise Sub Per User	3JJ-00003	1840
M365 F3 FUSL Sub Gov Per User	JFX-00001	1840
Defender Endpoint F2 Sub Per User	WAM-00001	1840
Defender O365 F2 Sub Per User	WAK-00001	1840

W365 Frontline 4vCPU/16GB/128GB Sub	W85-00001	20
Azure prepayment	6QK-00001	50
M365 Copilot Sub Add-on	83I-00001	50

(2) セキュリティ要件

- ・セキュリティ要件 (EDR、SandBox、攻撃シミュレーション等) は必須とする。
- ・クラウドサービス利用時の個人情報保護や医療情報に関するガイドライン (クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等) を遵守すること。

(3) サポート業務

- ・契約期間中、ライセンス及びライセンスプログラムの各種問合せやライセンス管理について支援すること。(例：現在保有しているライセンス数が確認できる管理サイトなどを提供すること。) なお、ライセンス、ソフトウェア等の名称変更が行われた場合でも、同等ライセンスを準備すること。
- ・納品したマイクロソフト製品のアップデート情報などが公表されたら都度迅速に報告すること。
- ・サポートは日本語対応可能であること。

6. 秘密保持

- ・受注者は、受注業務の実施過程で大阪市立総合医療センターが開示した情報 (公知の情報を除く。以下、同じ。) 及び受注者が作成した情報について、本業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- ・秘密保持の期間は、当該情報が公知の情報になるまでの期間とする。

7. 支払条件

- ・契約期間中の金額の変更は行わないこと。
- ・受注者からの請求書に基づき年額一括払いとする。

8. 留意事項

- ・マイクロソフト社認定の「ライセンシング ソリューション パートナー (Licensing Solution Partner :LSP)」であること。または子会社にライセンシング・ソリューション・パートナーを持つこと。
- ・本件調達にあたっては、マイクロソフト社からの特別設定条件を受けるため、事前に詳細をマイクロソフト社に確認すること。

- ・ 受注者の責めに帰すべき理由により、契約処理が契約開始に間に合わないことで発生する全ての費用においては、受注者が負担すること。
- ・ 仕様書に記載のない事項について紛争又は疑義が生じた場合は、協議の上、解決すること。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

大阪市民病院機構（以下「発注者」という。）が締結する契約等から暴力団を排除する措置については、「大阪市暴力団排除条例」（以下「条例」という。）、「大阪市暴力団排除条例施行規則」及び「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱」（以下「要綱」という。）に準拠し、大阪市と同様の措置を講じる。

1 暴力団等の排除について

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る発注者監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく委託者に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、発注者及び大阪市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく特記仕様書

大阪市民病院機構（以下「発注者」という。）は、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に準拠し、大阪市と同様の取扱いをするものとする。

（条例の遵守）

第1条 受注者及び受注者の役職員は、受注業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、受注業務について、次の各号に定める場合、速やかに、その内容を発注者（地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室）へ報告しなければならない。

- （1） 条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたとき
- （2） 発注者の職員から、違法または不適正な要求を受けたとき

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

○ 地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室の連絡先：06-6929-3275

個人情報等の保護に関する特記仕様書

この契約の履行にあたって個人情報は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の趣旨を踏まえ、適切に取り扱わなければならない。